高等法院

イングランド及びウェールズ商事財産裁判所 会社法廷(大法官部)

ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュランス・アソシエーション・リミテッド及びザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュランス・アソシエーション・ヨーロッパの件、並びに 2000 年金融サービス・市場法の件

—————————— 通知

2022 年 1 月 28 日、Leech 判事が、ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュランス・アソシエーション・リミテッド(「ブリタニヤ」)からザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュランス・アソシエーション・ヨーロッパ(「ブリタニヤ・ヨーロッパ」)へ、ブリタニヤがその日本における支店(「本日本支店」)を通じて運営する保険・再保険事業を、2000 年金融市場・サービス法第7部に基づくスキーム及び2021年1月29日に下された当該スキームを承認する裁判所命令に従って、譲渡することを確認する命令(以下「本命令」)を下したことを、ここに通知いたします。

譲渡される事業は、ブリタニヤの本日本支店が管理する全保険・再保険事業であり、以下を 含みます。

- 1. ブリタニヤが保険者又は再保険者となり、本日本支店を通じて管理されている全て の保険及び再保険契約。
- 2. 本日本支店が管理するブリタニヤの出再契約、及び
- 3. ブリタニヤの本日本支店が管理する事業一切に関するブリタニヤの全ての契約、資産及び負債。

(以下、「譲渡対象日本支店事業」といいます。)

譲渡対象日本支店事業は、2022年2月20日にブリタニヤからブリタニヤ・ヨーロッパに譲渡されます。

譲渡対象日本支店事業に係る保険契約者で、保険契約又は本譲渡についてご質問がある方は、Tindall Riley (Britannia) Limited の Phillippa Smith (電話: +44 (0)20 7407 3588、通常の営業時間内)にご連絡ください。

本命令の写しは、Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN 宛ての Phillippa Smith への書面または BritanniaPartVII@tindallriley.com への電子メールで無料で入手可能です。

あるいは、本命令の写し及び譲渡対象に本支店事業の譲渡に関するその他の文書は、ブリタニアのウェブサイト https://britanniapandi.com/part-vii-transfer からダウンロードすることが可能です。

ブリタニヤ及びブリタニヤ・ヨーロッパのソリシター、Holman Fenwick Willan LLP, Friary Court, 65 Crutched Friars, London EC3N 2AE, United Kingdom, +44 (0)20 7264 8000, ref. RWH/WJR/667.46.

2022年1月31日

(原文は英文であり、上記は参考訳です。英文と和文とで齟齬があるときは英文が優先します。)